

学 校 会 計 に つ い て

1 学校の会計

- (1) 学校本来の目的である教育に係る会計・・・・・・通常の学校会計
- (2) 私立学校法第 26 条に定める「学校法人が行い得る教育事業以外の事業に係る会計」・・・・・・収益事業会計

2 通常の学校会計

- (1) 私立学校法では、学校法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを事務所内に備えておくこと。
(5 月までに決算を終了させる。)
- (2) 国や地方公共団体から経常費の補助を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の規定で、文部大臣が定める基準(学校法人会計基準)に基づき、計算書類(決算書)を作成し、これを提出することが義務づけられている。
「学校法人会計基準」・・・・・・文部省令第 18 号 昭和 46 年 4 月 1 日 (制定最終改正：平成 22 年 2 月 25 日文部科学省令第 2 号)

3 学校会計の計算構造

- (1) 資金収支計算書・・・・・・その年度の教育研究活動に係るすべての資金(お金)の動きをとらえる。
(資金収支の内容を明らかにする。)それと、支払資金の収支についての経過の一部始終及び結果(残高)を明らかにする。
- (2) 消費収支計算書・・・・・・その年度の消費収入と消費支出を明らかにし、その均衡の状態を明らかにする。(学校経営の採算をみる。)
- (3) 貸借対照表・・・・・・年度末における資産、負債、正味財産(基本金、消費収支差額等)の保有状況及び財政状態を明らかにする。

4 資金収支計算書

- (1) 学校法人の維持存続を確保するためには、収入、支出の成り行き管理は許されません。
- (2) 収入と支出との均衡を前以って計画し、運営されなければならない。
- (3) 学校の教育研究活動等について、具体的で合理的な計画を立案し、これに要する調達財源(収入)の源泉を何に求めるかを的確にすることを資金収支予算(その実績を資金収支計算)というもので具体化します。
- (4) 資金収支計算では、学事計画と学校の教育研究活動等に必要な財源を示していますが、資金不足が出れば、借入金、未払金を財源とすることになります。
それら借入金等を含めて、資金収支計算の均衡をもって安定した財政維持がなされていると見ることはできない。
- (5) しかし、借入金収入や法人内の繰入・繰出を除いて算出された資金収支差額からは、その財政の維持状況を読むことができると考えられます。
- (6) 資金収支計算は、その年度のすべての資金(お金)の動きをとらえるということですが、それらは次の 3 点です。
 - ① 「その会計年度」中に出入するすべての資金の流れを明らかにする。
 - ② 「その会計年度」の活動に要するものであっても、その収支が「前年度以前」になされた「前受金収入の振替」、「前払金支出の精算」も含める。
 - ③ 「その会計年度」の活動に要するものであっても、その収支が「翌年度以降」になされる「期末未収入金」、「期末未払金」も含める。これらのすべての収入、支出を「その会計年度の資金収支計算」の中に含めて計算することが、学校法人会計基準で決められています。

5 消費収支計算

- (1) 学校法人の財政の永続的維持を図るため、教育研究活動に必要な諸経費と自己財源との均衡を測るために行われる。
- (2) 学校法人の負債とならない収入を帰属収入として把握し、その帰属収入をもって充当した資産支出のうち、学校法人が教育研究等の活動の計画に基づき、必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものを基本金として帰属収入から控除して消費収入を算出し、その消費収入と消費支出(人件費、諸経費、利息、減価償却額、退職給与引当金繰入額等)との均衡によって、財政の安全性、持続性、向上性を測定することを目的としている。
- ① 帰属収入・・・・・・・・負債とならない収入(現物寄付金を含む。)
- ② 基本金組入額・・・・・・・・学校が永続的に教育研究活動を続けていくうえで、それに必要な資産(校地、校舎、機器、図書等)を自己資金(帰属収入)で賄うことにより、健全な財政維持をはかる意味で基本金が存在します。(ただし、差し引いた消費収入が消費支出を賄うことができなければ健全な財政維持ができたといえない。)
- ③ 消費収入・・・・・・・・「帰属収入―基本金組入額」消費支出を賄うための収入
- ④ 消費支出・・・・・・・・その年度で消費する資産の取得価額(材料等の物品)及びその年度における用役の対価(人件費、サービス料等)に基づいて計算されたもの。(減価償却額、退職給与引当金繰入額等を含む。)

6 基本金

- (1) 学校法人がその設置する学校を運営してゆくために必要な資産のうち、学校法人が総合的な計画の下に継続的に保持していかなければならない資産を観念的な金額としてとらえたものです。基本金は消費収支計算を通じて帰属収入のうちから組み入れるものとしている。
- (2) 校地、校舎等の高額なものから小さな実験器具に至るまで多種多様であるが、校地、校舎等の教育研究に必要な基本的な固定資産はもとより、学校法人が学校を運営してゆくために必要な資産は常に保持する必要がある。そこで、これらの資産を基本金という形で維持するものとしている。
- (3) 学校法人が保持すべき基本的な資産は、学校が存立している限り継続的に保持しなければならない。このことは、基本金に組み入れられた減価償却資産にあつては、減価償却によって帳簿上の価額がなくなってしまうても、基本金は観念的な金額としてとらえるものであるから、この基本金に見合う資産の金額は何らかの形で継続的に保持しなければならないということになります。
- (4) 基本金対象資産
- ① 第1号基本金・・・・・・・・設立当初に取得した固定資産の価額新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模拡大や質の向上のための取得した固定資産の価額
(注) 対象となる固定資産を取得した場合、借入金又は未払金によったときは、借入金又は未払金相当額は、返済又は支払いを行った会計年度に返済等相当額を基本金に組み入れる。
- ② 第2号基本金・・・・・・・・将来取得する固定資産に充てる金銭その他の資産の額
(注) 固定資産の取得に係る基本金組入計画に従って行う。「〇〇引当特定預金等」として留保することが望ましい。
- ③ 第3号基本金・・・・・・・・基金として継続的に保持しかつ運用する金銭、その他の資産の額
(注) 基金の設定に係る基本金組入計画に従って行う。(奨学基金等)
- ④ 第4号基本金・・・・・・・・恒常的に保持すべき資金として別に文部大臣の定める額
(注) 前年度消費支出の人件費(退職給与引当金繰入額又は退職金除く)、教育研究経費、管理経費(それぞれ減価償却額を除く)、借入金等利息の決算額の合計の
12分の1の額

(5) 基本金の取崩し

学校法人は次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

- ① その諸活動の一部又は全部を廃した場合
- ② その経営の合理化により第1号基本金対象固定資産を有する必要がなくなった場合
- ③ 第2号基本金対象資産を将来取得する固定資産の取得に当てる必要がなくなった場合
- ④ その他やむをえない事由がある場合

7 減価償却

教育研究のコストを正しく把握し、しかも年度末の財政状況を適正に表示することは、学校法人においても必要であるという見地から、「固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するものについては減価償却を行うものとする。減価償却の方法は定額法による。」

(学校法人会計基準第26条)

- (1) 減価償却資産・・・・・・建物、構築物(樹木等は除く。)、機器備品、車輛、施設利用権、ソフトウェア
- (2) 非減価償却資産・・・・・・土地、図書、建設仮勘定、電話加入権、書画骨董等

8 貸借対照表

年度末における(ある一定時点)における資産、負債、正味財産(基本金、消費収支差額等)の状態をあらわすもの。すなわち、学校法人がその時点でどのような資産がどれだけあり、どのような負債がどれだけあるのかなど、法人の保有する財産の権利義務関係(保有状況)を表示し、その結果として純財産(正味財産)がいくらになっているかという財政状態をあらわします。

- (1) 資産・・・・・・学校法人が所有する土地、建物、現金、預金、未収入金等の債権の総称。(貨幣額で表示できるもの。)1年基準により「固定資産」と「流動資産」に分けて経理する。固定資産は「有形固定資産」と「その他の固定資産」に区分される。
 - (2) 負債・・・・・・将来、現金、預金などの資産によって返済しなければならない義務。1年基準により「固定負債」と「流動負債」に区分される。
- (注) 前受金については、翌年度入学生にかかわる入学金、授業料等の受入れ額で、翌年度に対する債務という考え方の負債です。
- (3) 正味財産・・・・・・資産から負債を差し引いた金額(基本金、消費収支差額)